

## 第 80 回

# 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2022年8月24日（水曜日）  
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

### 開催場所

富山市大手町1番2号  
富山国際会議場 2階 多目的会議室

### 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 目次

第80回定時株主総会招集ご通知……	2
株主総会参考書類……	5
(提供書面)	
事業報告……	16
連結計算書類……	38
計算書類……	40
監査報告……	42

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会の開催日時時点の状況を十分お確かめのうえ、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。なお、本年の株主総会におきましても、昨年と同様にご出席の株主様へのお土産をご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ダイト株式会社

証券コード：4577

## 新型コロナウイルス感染防止への対応

### <株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席予定の株主様は、当日までの健康状態にご留意いただき、風邪症状がある方等体調不良の方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えください。
- ・ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・議決権の行使は、書面またはインターネット等によっても可能です。書面またはインターネット等による議決権行使もご検討ください。
- ・ご出席される株主様は、マスクの着用及び消毒液の使用に、ご協力をお願い申し上げます。また、受付前で体温計により体温を測定させていただき、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場の制限をさせていただく場合がございます。
  - ・会場は、接触感染リスク低減のため、座席間の間隔を広げることから、ご用意できる席数が減少いたします。また、入場制限を行わせていただく場合もございますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

### <接触感染リスク低減のための当社の対応（感染防止策）>

- ・株主総会の議長、役員並びに運営スタッフは、事前に検温を実施し体調に問題ないことを確認のうえマスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場内に消毒液を設置させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、接触を控えるため、また株主様平等の観点から、本年も昨年と同様にお土産及び株主様控室は取りやめとさせていただきます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営方法について変更等がある場合には、当社ウェブサイト (<https://www.daitonet.co.jp/>) にてご案内いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

株 主 各 位

富山市八日町326番地  
ダイト株式会社  
代表取締役社長 大津賀 保信

## 第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご出席に代えて、3頁から4頁に記載の「議決権行使のご案内」のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年8月23日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月24日（水曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分）
  2. 場 所 富山市大手町1番2号  
富山国際会議場 2階 多目的会議室
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第80期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第80期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
  - 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類の内、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.daitonet.co.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。




◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.daitonet.co.jp/>)に掲載させていただきます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2022年8月24日（水曜日） 午前10時30分</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年8月23日（火曜日） 午後5時20分到着分まで</p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年8月23日（火曜日） 午後5時20分入力完了分まで</p>
---	---	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 株

御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号・第3号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

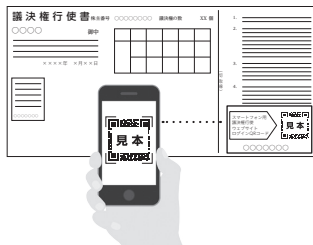
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

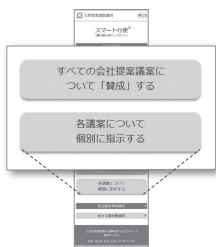
「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部

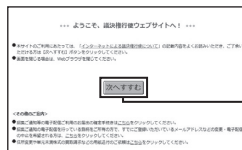
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

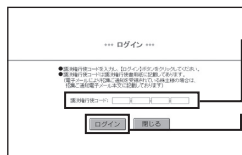
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

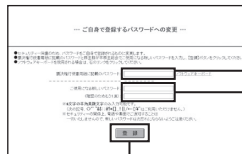
- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名・報酬諮問委員会による審議答申を経て、取締役会の決議に基づき、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おおつが やすのぶ 大津賀 保信 (1950年10月30日生)	1975年3月 当社(旧 大東交易株式会社)入社 1984年6月 当社 営業企画部長 1986年7月 当社 取締役 2005年6月 当社 常務取締役 2007年8月 当社 取締役専務執行役員管理本部長 2010年6月 当社 取締役専務執行役員経営企画室長 2011年8月 当社 代表取締役副社長 2012年8月 当社 代表取締役社長(現任)	332,369株
候補者とした理由 大津賀保信氏は、長年に亘り当社の経営を担っており、社業並びに経営全般に関する豊富な経験と知見を有し、リーダーシップを発揮して経営を統括し、その職務を適切に遂行していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	きくた じゅんいち 菊田 潤一 (1950年2月6日生)	1974年4月 武田薬品工業株式会社 入社 2003年10月 同社 製薬本部製剤技術研究所長 2007年9月 同社 製薬本部CMC研究センター所長 2010年3月 当社 入社 2010年8月 当社 執行役員研究開発本部長 2012年8月 当社 取締役常務執行役員研究開発本部長 2013年8月 当社 取締役専務執行役員生産本部・信頼性保証本部管掌兼研究開発本部長 2013年10月 当社 取締役専務執行役員生産本部・信頼性保証本部・特命事項統括兼研究開発本部長 2014年8月 当社 取締役専務執行役員研究開発本部 2017年11月 当社 取締役専務執行役員生産本部・信頼性保証本部統括 2018年8月 当社 専務取締役 2020年8月 当社 取締役副社長(現任) 2021年8月 大和薬品工業株式会社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 大桐製薬(中国)有限責任公司 董事 Daito Pharmaceuticals America, Inc. 取締役 大和薬品工業株式会社 取締役	20,060株
候補者とした理由 菊田潤一氏は、豊富な研究開発業務及び会社経営の経験と知見をもとに、適時・的確に当社の経営全般に係る意思決定や監督機能を担っております。当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ひづめ かずしげ 日詰 和重 (1962年2月25日生)	1985年4月 当社 (旧 大東交易株式会社) 入社 2001年6月 当社 原薬本部原料薬品部課長 2006年6月 当社 製薬本部医療薬品部長兼原薬本部原料薬品部長代理 2009年4月 当社 製薬本部受託推進部長 2010年6月 当社 原薬本部原料薬品部長 2014年6月 当社 製薬本部医療薬品部長 2016年8月 当社 執行役員製薬本部副本部長兼医療薬品部長 2018年8月 当社 取締役執行役員営業統括兼製薬本部長 2022年6月 当社 取締役常務執行役員営業統括兼製薬本部長 (現任)  [重要な兼職の状況] 大桐製薬 (中国) 有限責任公司 董事	19,178株
候補者とした理由 日詰和重氏は、当社で長年に亘る原薬事業及び製薬事業の営業部門での営業活動による豊富な業務経験と幅広い専門知識を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			
4	【新任】 こまつ きみこ 小松 紀美子 (1958年6月20日生)	1980年4月 社会医療法人宏潤会 大同病院入職 1996年8月 一般財団法人北陸予防医学協会入職 2010年10月 富山産業保健総合支援センター 産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員 (現任) 2020年12月 マインドプラス富山 代表 (現任)	0株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 小松 紀美子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、産業カウンセラーや公認心理師などの資格者として培ってきた豊富な知識、経験を活かし特に従業員の労務、総合的なメンタルヘルス対策、よりよい職場環境構築などについて専門的で客観的な観点から当社の企業価値向上に貢献頂くことを期待し、社外取締役候補者としています。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 小松紀美子氏は社外取締役候補者であります。

(注) 3. 取締役候補者の指名の方針と手続き

当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において各事業分野の経営に強みを発揮でき、かつ、経営管理に適した人材のバランスに配慮し、優れた人格、見識、高い倫理観を有している者をその候補者といたします。

なお、取締役の報酬等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの

充実を図るため、2021年12月9日に取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会は、報酬等の決定について、同委員会による提言・提案を最大限尊重することとしています。

指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問を受けて、独立社外取締役の委員を議長として、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い指名・報酬諮問委員会において取締役候補者を検討評価した結果を取締役に答申し、取締役会で決定することとしております。

(注) 4. 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、社外取締役である監査等委員を議長とした指名・報酬諮問委員会において、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、その適格性等について評価した結果であり、会社法の規定に基づく株主総会での意見陳述すべき特段の事項はないと判断しております。

(注) 5. 役員等賠償責任保険の内容の概要について

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を更新し継続する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、当該役員の違法行為等に起因して損害賠償責任が発生した場合及び当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険金支払の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(注) 6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、小松紀美子氏が選任された場合には、同様に当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。

(注) 7. 当社は、小松紀美子氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】取締役・監査等委員のスキルマトリックス

第2号議案が原案通り可決されますと、当社の取締役・監査等委員の構成およびその有する主な知見・経験は次のとおりとなります。

氏名	監査等委員	社外	独立役員	企業経営	業界知見	財務・会計	国際性	法務・リスク管理	人材育成・労務	マーケティング・営業	技術・研究開発	生産	品質保証
大津賀保信				○	○	○				○	○	○	○
菊田潤一				○	○		○				○	○	○
日詰和重					○					○			
小松紀美子		○	○						○				
津田道夫	○				○	○							
堀 仁志	○	○	○			○							
山本一三	○	○	○					○					
西能 淳	○	○	○	○	○								

### 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、「基本報酬」及び「業績報酬」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の報酬の限度額（年額4億円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2027年8月の定時株主総会終結の日までの5年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告2.会社の現況（3）会社役員②取締役の報酬等に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しており、本議案および本制度の内容は必要かつ相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は3名となります。

#### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2027年8月の定時株主総会終結の日まで

③	②の対象期間5年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金125百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1年あたり15,000ポイント 発行済株式の総数（2022年5月末時点。自己株式控除後）に対する割合は0.11%。なお、2022年7月14日付「第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、2022年7月28日に行使価額修正条項付第2回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却する予定であるため、潜在的な株式を含めた希薄化率は相当であると判断しております。
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金125百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金とし

て、当該延長分の対象期間の年数に金25百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （3）取締役が交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1年あたり15,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

### （4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に

基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上



(提供書面)

## 事業報告

( 2021年6月1日から  
2022年5月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況であるものの、ワクチン接種が進み経済活動は緩やかに回復する傾向が見られました。一方でウクライナ情勢の緊迫化によるエネルギー資源や原材料価格の上昇などの影響が懸念され、先行きが不透明な状況が続いております。

医薬品業界におきましては、2021年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保、新目標についての検証、保険者の適正化の取組にも資する医療機関等の別の使用割合を含む実施状況の見える化を早期に実施し、バイオシミラーの医療費適正化効果を踏まえた目標設定の検討、新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算等の見直しの検討、フォーミュラリの活用等、更なる使用促進を図る。」と示され、後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保、並びに使用促進を行う方針が示されております。

国のジェネリック医薬品使用促進策が進められ、ジェネリック医薬品の普及が拡大する一方、2年に1度の薬価改定に加え、中間年においても改定を行う毎年薬価改定の実施が決まっており、中間年である2021年4月には薬価改定が実施されております。今後、医薬品業界の事業環境は厳しいものとなることが予想され、当社としても一層の経営効率化への努力が求められております。

昨今の医薬品における品質に係る問題により、医薬品業界の置かれる環境は厳しさを増しておりますが、当社では日々の生産における製造管理・品質管理を徹底するとともに、見直すべき点があれば積極的に改善を進め、より一層の製造管理及び品質管理の強化に取り組んでおります。

このような状況のもと、当社グループは生産基盤の充実を図りながら積極的な営業活動を展開しており、当社は新たな原薬工場である第七原薬棟を建設し、2022年5月に竣工いたしました。

売上高の販売品目ごとの業績は次のとおりであります。

原薬では、消炎鎮痛剤原薬、抗アレルギー剤原薬等のジェネリック医薬品向け原薬の販売増加、長期収載品の原薬受託製造の販売増加があり堅調に推移し、売上高は19,481百万円となりました。

製剤では、自社開発ジェネリック医薬品及び高薬理活性製剤の販売増加、医療用医薬品における新規の新薬や長期収載品の製造受託の販売増加があり好調に推移し、売上高は23,703百万円となりました。

健康食品他につきましては、市場における競争激化等により、厳しい状況で推移し、売上高は279百万円となりました。

新型コロナウイルス感染症の流行による当連結会計年度への影響は軽微でありました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高43,464百万円、営業利益6,553百万円（前期比10.9%増）、経常利益6,729百万円（前期比10.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,668百万円（前期比9.9%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計期間の期首から適用しており、2022年5月期に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、売上高は対前期増減率を記載しておりません。

区	分	売 上 高
原	薬	19,481百万円
製	剤	23,703
健 康 食 品 他		279
合	計	43,464

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5,046百万円です。

その主なものは、第七原薬棟の製造設備（1,691百万円）、第五製剤棟の製造設備（769百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額17,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

また、当連結会計年度中に行使価額修正条項付第2回新株予約権の行使により1,514百万円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 77 期 (2019年 5 月期)	第 78 期 (2020年 5 月期)	第 79 期 (2021年 5 月期)	第 80 期 (当連結会計年度) (2022年 5 月期)
売 上 高(百万円)	41,134	44,991	48,714	43,464
経 常 利 益(百万円)	4,641	5,462	6,067	6,729
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	3,513	3,944	4,246	4,668
1 株当たり当期純利益 (円)	280.73	309.66	311.02	335.41
総 資 産(百万円)	46,749	54,249	57,739	64,939
純 資 産(百万円)	31,349	36,868	41,917	47,674
1 株当たり純資産額 (円)	2,472.66	2,772.30	3,034.88	3,310.34

(注) 1. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第77期連結会計年度の期首から適用しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計期間の期首から適用しており、2022年5月期に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 77 期 (2019年 5 月期)	第 78 期 (2020年 5 月期)	第 79 期 (2021年 5 月期)	第 80 期 (当事業年度) (2022年 5 月期)
売 上 高(百万円)	40,924	44,799	48,474	43,197
経 常 利 益(百万円)	4,132	4,733	5,342	6,240
当 期 純 利 益(百万円)	3,145	3,474	3,686	4,412
1 株当たり当期純利益 (円)	251.37	272.74	270.02	317.01
総 資 産(百万円)	42,669	50,093	53,065	59,719
純 資 産(百万円)	28,285	33,488	38,057	43,420
1 株当たり純資産額 (円)	2,260.38	2,543.20	2,775.16	3,038.40

(注) 1. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第77期事業年度の期首から適用しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、2022年5月期に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大和薬品工業株式会社	98百万円	100.0%	医薬品事業 ・医薬品、化学薬品、工業薬品の 製造販売
大桐製薬（中国） 有限責任公司	1,700万米ドル	70.0%	健康食品、医薬品中間体及び 化成品の製造・販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社のほか、Daito Pharmaceuticals America, Inc.の計3社であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、医薬品の原料である原薬から最終的な製剤までの製造・販売を幅広く行うことにより、医薬品業界における様々なニーズに応え、信頼をかちえてきました。

しかしながら、2年に1度の薬価改定に加え、中間年においても改定を行う毎年薬価改定が実施されることが決まっており、中間年である2021年4月には薬価改定が実施されております。薬価の切り下げを中心とした社会保障費抑制策を受け、日本の医薬品市場は今後厳しい状況で推移するものと予想されます。

ジェネリック医薬品についても、国のジェネリック医薬品使用促進策が進められたことにより普及が拡大し、需要が増加する一方、安定供給体制および品質管理体制の強化が求められております。

今後、医薬品業界・ジェネリック医薬品業界を取り巻く環境が厳しさを増すものと予想されるなか、今後当社グループが更なる成長を遂げるため、以下の事項が重要な課題であると認識しております。

① 原薬事業の生産体制の最適化及び安定供給

近年中国における環境規制の強化や、輸入医薬品原薬から発がん性物質が検出されたことによる医薬品原薬の品質及び安定供給問題が発生し、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医薬品原薬のサプライチェーンが混乱し、国内製医薬品原薬に対する需要が増加しております。

また当社グループとして安定供給体制の確立とともに、既存の原薬製造設備を含めた安全対策の強化及び生産の合理化、効率化の必要性も高まっております。

当社及び子会社の大和薬品工業株式会社並びに出資先である千輝薬業(安徽)有限責任公司、安徽鼎旺医薬有限責任公司との生産体制の最適化を図るとともに設備能力増強の一環として、当社本社工場敷地内に自動化設備を導入した新原薬棟（第七原薬棟）を建設、2022年5月に竣工し、医薬品原薬の安定供給体制及び安全対策の一層の強化を図ります。

新原薬棟のいち早い稼働開始と当社グループの生産体制の最適化を図る方針であります。

② 高薬理活性領域への対応

当社グループでは、内服用の固形製剤を中心とした製造を行っておりますが、今後の事業拡大を図るとき、新しい薬効領域への取組みが必要であると考えております。

その中でも、市場の急速な拡大が見込まれる抗癌剤等の高薬理活性領域への取組みを重要視しております。当社はその取組みの一環として、本社構内において高薬理活性製剤を製造する「第七製剤棟」が2014年12月に竣工したことに続き、高薬理活性製剤の開発と分析及び治験薬等少量製品の生産を行う「高薬理 R & D センター」を建設し2017年6月に竣工しました。また高薬理活性製剤を製造する「第八製剤棟」を建設し、2018年11月に竣工しました。「第八製剤棟」においては新たなラインを増設し、2020年12月に竣工し、2022年5月に商用生産を開始しました。

当該領域においては高薬理活性製剤事業の研究開発体制の整備・強化を図るとともに、治験薬製造及び製剤から包装までの一貫製造が可能な体制を完備し、一層事業展開を充実させていく方針であります。

③ ジェネリック医薬品市場の今後への対応

近年、わが国においては、医療費を抑制するための政府の重点施策としてジェネリック医薬品の使用促進が行われ、ジェネリック医薬品の普及は拡大して参りました。

一方で、2年に1度の薬価改定に加え、中間年においても改定を行う毎年薬価改定の実施が決まっており、中間年である2021年4月には薬価改定が実施されております。今後、ジェネリック医薬品業界にとって厳しい状況が続くことが予想されます。

そうした中で、当社グループは、原薬及び製剤の新たなジェネリック品目のタイムリーな研究開発を促進するとともに、生産効率の向上等に努め、収益の確保を図っていく方針であります。

#### ④ 新規製造受託の推進

医薬品の製造受託市場は、企業間競争の激化や各社の方針転換等がみられるものの、全体としては拡大傾向にあります。そうした中で、当社グループは、高薬理活性製剤を含む医療用医薬品を中心として、原薬・製剤共に外資系メーカーや国内大手メーカーからの新規製造受託の獲得に努め、生産設備を最大限に活用することにより、収益の拡大を図っていく方針であります。

#### ⑤ 海外展開の強化

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、中長期的な視野から当社グループの更なる成長を図るとき、海外市場への進出が重要であると考えております。

現在のところ、米国、中国の2大市場を主なターゲットとし、製剤の販売承認の早期取得に向け、鋭意準備を進めております。今後は、販売体制の整備や、更なる候補品目の選定及び開発を推進させていく方針であります。

なお、中国においては、当社子会社の大桐製薬(中国)有限責任公司にて日本からの製造受託も行っており、今後は製造受託品目の増加及び中国市場での販売も視野に入れ、工場の安定稼働及び販売強化を図る方針であります。

#### ⑥ 人材の確保・育成

当社グループでは、医療用医薬品から一般用医薬品に至る原薬及び製剤の製造販売、仕入販売、製造受託といった多岐にわたる事業展開を行っており、こうした中で事業の拡大を図るためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠であります。今後においては特に、海外展開や高薬理活性領域に係る研究開発業務及び各種申請業務等に精通した人材の確保と育成が必須であり、これらを含め、グループ全体としての組織体制の強化を図っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

事業部門	主 要 製 品
医薬品事業	原薬、製剤、健康食品他

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年5月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	富山県富山市
東京支店	東京都千代田区
大阪支店	大阪市中央区
工 場	富山県富山市
研 究 所	富山県富山市

② 子会社

大和薬品工業株式会社	富山県富山市
Daito Pharmaceuticals A m e r i c a , I n c .	アメリカ合衆国
大桐製薬(中国) 有 限 責 任 公 司	中華人民共和国

(7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
医薬品事業	915 (57) 名	69名増 (3名増)
合 計	915 (57) 名	69名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
743 (56) 名	67名増 (3名増)	38.2歳	10.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。



(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,442百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	536
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	475
株 式 会 社 北 國 銀 行	387
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	380
株 式 会 社 福 井 銀 行	214

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年5月31日現在)

① 発行可能株式総数 30,800,000株

② 発行済株式の総数 14,293,764株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は574,700株増加しております。

③ 株主数 3,305名

### ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,892,400株	13.244%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,110,700	7.773
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	802,652	5.617
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	725,600	5.078
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 6 3 2	628,100	4.395
大津賀保信	332,369	2.326
笹山眞治郎	325,098	2.275
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	255,000	1.784
ダイト従業員持株会	253,370	1.773
RE FUND 1 0 7 - C L I E N T A C	239,500	1.676

(注) 持株比率は自己株式 (5,607株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

新株予約権等に関する重要な事項

2021年9月13日付の取締役会決議に基づき、第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行し、割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

新株予約権の総数	13,000個
発行価額	本新株予約権1個当たり1,027円 (本新株予約権の払込総額13百万円)
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式：1,300,000株 (本新株予約権1個当たり100株)
資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,754百万円
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 3,655円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は2,193円（行使価額修正条項付第2回新株予約権発行要項第13項による調整を受ける。 行使価額は、2021年9月30日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価格」という。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
権利行使期間	2021年9月30日から2024年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。
割当先	第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てます。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 津 賀 保 信	
取 締 役 副 社 長	菊 田 潤 一	大桐製薬(中国)有限責任公司 董事 Daito Pharmaceuticals America, Inc.取締役 大和薬品工業株式会社取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	日 詰 和 重	営業統括兼製薬本部長 大桐製薬(中国)有限責任公司 董事
取 締 役 ( 常 勤 監 査 等 委 員 )	津 田 道 夫	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	堀 仁 志	堀税理士法人代表社員 日医工株式会社 社外取締役監査等委員 監査法人銀河富山事務所 所長
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	山 本 一 三	山本一三法律事務所所長 株式会社リッチェル 社外監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	西 能 淳	特定医療法人財団五省会 理事長

- (注) 1. 堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏は、社外取締役(監査等委員)であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 津田道夫氏、堀 仁志氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・津田道夫氏は、長年管理部門の業務に携わり、財務及び会計業務の豊富な経験があります。
  - ・堀 仁志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社が常勤の監査等委員を選定している理由  
社内事情に精通した者が重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類等を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門との連携を密に図ること等により得る情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 当社は、堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによ

て生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。なお、当該保険契約では、当該役員の違法行為等に起因して損害賠償責任が発生した場合及び当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険金支払の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	108百万円	50百万円	57百万円	3名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37 (19)	37 (19)	－ －	4 (3)
合計 （うち社外役員）	145 (19)	87 (19)	57 －	7 (3)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 取締役の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本としております。また、取締役報酬(監査等委員以外)は、世間水準および会社業績や、従業員給与並びに執行役員報酬とのバランス等を考慮して、適正な目標設定と評価制度の客観的・厳格な評価の実施に基づき決定しております。個別の報酬額決定にあたっては、監査等委員会において当該年度に係る報酬等について審議し、取締役会に報告しております。取締役会は報告内容に基づき、報酬額の審議及び決議を行っております。取締役会は、監査等委員会の報告内容について、報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
2. 取締役(監査等委員以外)の報酬は、取締役報酬規程において就任初年度の役職別標準報酬額を定めております。その就任初年度の報酬額は、執行役員の標準報酬に取締役としての監督報酬額を加味した金額としております。再任後の報酬の算定に当たっては、執行役員に対する標準報酬額の改定及び取締役としての監督報酬額の改定が無い場合には原則前年度標準報酬額を基準としております。

3. 取締役(監査等委員以外)の報酬は固定額の基本報酬と事業年度業績評価により算出する業績報酬で構成しております。それぞれの全体に占める構成割合は固定額の基本報酬50%、事業年度業績評価により算出する業績報酬50% (その内訳は連結純利益計画達成率20%、連結営業利益対前年増減率20%、連結営業利益率計画達成率5%、連結自己資本利益率(ROE)対前年増減率3%、株式取得報酬2%)としております。これを月額報酬と年次賞与に区分して支給いたします。
4. 月額報酬は、役職に応じた定額とし、業績報酬は短期業績連動としており、年次賞与(業務執行取締役のみ)支給時においては連結純利益計画達成率、連結営業利益対前年増減率、連結営業利益率計画達成率、連結自己資本利益率(ROE)対前年増減率等の指標に連動し調整を図っております。上記指標を選択した理由は、営業利益が本業の収益状況を最も反映する指標と捉えるとともに、従業員の処遇との整合性等を勘案した上で選択しており、また連結純利益及び連結自己資本利益率(ROE)は当社が持続的成長をめざしていくための指標であると判断し選択しております。なお、当事業年度における当該指標の計画はそれぞれ、連結営業利益5,900百万円、連結純利益4,250百万円であり、当事業年度における実績はそれぞれ、連結営業利益6,553百万円、連結純利益4,668百万円、連結自己資本利益率(ROE)10.5%であります。
5. 取締役の報酬については、当社が定める取締役報酬規程に基づき、監査等委員会が監査等委員以外の取締役報酬案を策定し、取締役会に答申しております。
6. 監査等委員会においては、社外取締役を議長として代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等が、それぞれの職責・業績にふさわしい水準になっているかなどの観点から検討・評価を実施し、監査等委員以外の取締役報酬案が妥当であると判断し取締役会に答申しております。
7. 取締役会は、当該報酬案を検討の上、監査等委員会の答申を尊重し、審議・決定しております。
8. 当社の役員報酬決定過程における取締役会の活動内容等については、以下の通りであります。
  - (1) 取締役会は、7月開催の取締役会までに当社が定める取締役候補者選任規定に基づき次年度の取締役候補者を決定しております。
  - (2) 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の9月以降から支給する取締役報酬案の策定を監査等委員会に諮問しております。
  - (3) 監査等委員会は、社外取締役である委員を議長として監査等委員以外の取締役報酬案を策定し、その結果を8月開催の取締役会に答申しております。

- (4) 取締役会は、当該報酬案を検討の上、定時株主総会終了後開催する取締役会に本案を付議し、監査等委員会の答申を尊重し、審議・決定しております。
- (5) 監査等委員である取締役及び取締役候補者の9月以降から支給する取締役報酬案は、監査等委員会において規定に基づき協議して決定しております。
9. なお、2021年12月9日に取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会設置以降は、監査等委員である取締役以外の取締役報酬の決定については、取締役会から諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が当該報酬案を検討・策定・審議した後、取締役会へ答申することとしております。
10. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議日とその内容は、以下の通りであります。
- (1) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
- (2) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
- ③ 社外役員に関する事項
- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役（監査等委員）堀 仁志氏は、堀税理士法人の代表社員であり、日医工株式会社の社外取締役監査等委員、監査法人銀河富山事務所所長を兼務しております。なお、当社は日医工株式会社との間に製品販売等の取引関係があり、堀税理士法人及び監査法人銀河との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役（監査等委員）山本一三氏は、山本一三法律事務所の所長であり、株式会社リッチェルの社外監査役を兼務しております。なお、当社と山本一三法律事務所及び株式会社リッチェルとの間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役（監査等委員）西能 淳氏は、特定医療法人財団五省会の理事長を兼務しております。なお、当社と特定医療法人財団五省会との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	活動状況 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
堀 仁 志	社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、14回に出席し、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
山 本 一 三	社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。弁護士として培ってきた専門的な知識・経験及び企業法務や監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
西 能 淳	社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。医療法人の経営者としての経験や見識に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、医療法人の経営者としての見地から適宜、必要な発言を行っております。



**(4) 会計監査人の状況**

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について2015年8月25日開催の取締役会において決議し、2017年6月8日開催の取締役会において一部改定しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「ダイト・コンプライアンス行動基準」を定めるとともに「コンプライアンス推進規程」を定め、管理本部長をコンプライアンス・オフィサーに任命し、コンプライアンス推進委員会を設け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を敷いています。

さらに、コンプライアンス事務局を管理本部総務人事部とし、役職別の研修会や年2回開催される総合会議時には法令遵守・企業倫理遵守の啓蒙活動などの諸施策を推進する体制にあります。

また、内部通報システムを定め、コンプライアンスの実践に活用し、通報者の保護を図っています。併せて、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性及び効率性の向上を評価した運用を行っています。さらに当社では反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として「反社会的勢力への予防・対応マニュアル」を制定し重要施策として取り組んでいます。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の管理体制と情報の取扱いに関し「情報セキュリティ規程」「文書取扱規程」「企業機密管理規程」等の情報管理規程において、情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規程に基づいて保存・管理等を行っています。

具体的には、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書または電磁的記録の方法により、適切に管理しています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を制定し、代表取締役を委員長とした危機管理委員会を設け、各本部長及び管理部門、内部監査室などが委員会のメンバーとなり、損失の危険の管理に関する検討体制を敷いています。

具体的には、万一発生する可能性のある天災や新型インフルエンザ等に備えた、全社的に対応する体制の整備を行い、各種リスクを定性、定量的に把握する体制の整備と人材の育成等を計画的に実行しています。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」「業務組織規程」「職務権限規程」「稟議規程」その他の職務権限、意思決定ルールを定める社内規程により、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保しています。

具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限を定め、当社全体として取締役の職務執行の効率性を確保しています。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任を明確にし、業務執行のスピードアップを図るため、執行役員制度を導入しています。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は「ダイト・コンプライアンス行動基準」の共有を図るとともに、子会社においても現地の法令や各社の業態にあわせた推進を図り、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

また、当社は、「関係会社管理規程」を設け、経営企画室長を責任者としてグループ会社において生ずる一定の重要事項は、当社の取締役会においても報告し、その承認を得るなど、適切に管理する体制を敷いています。

さらに、当社及びグループ会社一体となった内部統制の維持・向上に努めるほか、グループ会社に対して当社の内部監査室による監査を計画的に実施して、その結果を取締役に報告する体制にあります。

当社より関係会社に対して、取締役あるいは監査役（いずれも非常勤を含む）を派遣し、関係会社との連携を強化し業務の適正を確保しています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会への報告体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査等委員会事務局は、総務人事部が行い、監査業務については内部監査室が連携して行います。同室員は監査等委員会が指示した監査に関する業務については、監査等委員会及び監査等委員の指示命令に従うものとし、当社及び当社グループ会社の取締役等の指示命令権は及ばないものとしています。その人事については監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重することとしています。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びにその報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「監査等委員会規程」を設け、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人から監査等委員会及び監査等委員に通知・報告する体制を定め、また、監査等委員会において委任を受けた監査等委員が経営会議その他の重要会議に出席するなどし、監査等委員会が実施する監査が実効的に行われる体制を確保しています。また、当該役職員が監査等委員会及び監査等委員に通知・報告を行ったことを理由として、その通知・報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底することとしています。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等に充てるため、毎期監査等委員会の決議に基づく予算を設けることとしております。また、監査等委員がその職務の執行上、弁護士、公認会計士等の専門家の意見、アドバイス等を得る必要があると判断し、依頼するなど生じる費用または債務については、すみやかに当該費用または債務を処理することとしています。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

### 1. コンプライアンス

当社は、当社グループの内部統制システム構築に関する基本方針を定めるとともに、コンプライアンスの基本方針となる行動規範及び行動基準を定め、周知して遵守するよう努めております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、総務人事部長と社外取締役（監査等委員）を通報窓口とする内部通報制度を設け、法令、定款違反及び社内規程に反する行為の早期発見及びその予防に努めております。

### 2. 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を15回開催し、法令、定款及び取締役会規程等で定められた事項の決議を行っております。また、経営の迅速な意思決定及び効率化を進めるため、取締役会は業務執行に係る意思決定権限の一部を取締役に委任し、常勤取締役で構成する経営会議を25回開催して委任事項を審議し、取締役会に報告し、経営全般にわたる業務執行を監督・監視しております。その他、取締役及び執行役員で構成する執行役員報告会を17回開催し、業務執行状況の報告等を通じて取締役及び執行役員間の情報の共有化を図り、効率的な事業運営を図っております。

### 3. 損失の危険の管理

当事業年度において、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症への対応のため、危機管理委員会を都度開催しております。危機管理委員会においては、当社で感染者が発生した場合の操業停止等のリスクを考慮し、全従業員の健康管理の徹底、在宅勤務や出張、来客制限等の感染リスクを避けるための勤務体制の実施、操業停止となった場合に備えた各本部の事業継続計画の策定などを検討しております。引き続き状況を注視しながら、必要に応じ危機管理委員会を招集し、事態の変化に対応してまいります。

### 4. 監査等委員会の監査体制

当事業年度において、監査等委員会を15回開催しております。

監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画などに基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

また、監査等委員会は、内部監査部門による内部監査またはモニタリングの状況などの報告を受けるほか、内部監査部門に対して必要に応じて監査に関する指示を行うなど、内部監査部門とも相互連携して意見交換及び情報交換を行っております。

#### 5. 内部監査の実施

内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各業務部門に対して内部監査またはモニタリングを実施するほか、監査等委員会より指示を受けた事項に関するヒアリング・調査を行って監査等委員会にその調査報告を行っております。

内部監査部門は、監査またはモニタリング結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するほか、必要に応じて会計監査人と相互連携して意見交換及び情報交換を行っております。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下のとおりであります。

当社は、効率的かつ透明性の高い経営を行い、経営資源の最適配分を通じて、競争力、収益力を高めることで安定的な成長を目指し、企業価値のさらなる向上を図ることが、株主の皆様からの負託に応えることになるものと考えております。

したがって、現時点で買収防衛策は導入しておりません。

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業価値の持続的増大と、それによる株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置づけしております。株主の皆様への利益還元は、当該期の業績に加えて、今後の成長投資や財務体質の強化を考慮して、安定的に配当を実施していくことを重視しております。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当社は、2022年6月25日に創業80周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援、ご指導の賜物と心より感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様へ感謝の意を表するため、取締役会決議により期末配当金は1株当たり25円に加え、2022年5月31日を基準日とする記念配当を1株当たり10円実施し、35円といたします。これにより当期の年間配当金は、すでに2022年2月1日に実施済みの中間配当金1株当たり25円と合わせまして、年間配当金は1株当たり60円の配当となります。

なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に投資してまいりたいと考えております。

# 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>37,909</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,069</b>
現金及び預金	4,381	支払手形及び買掛金	4,493
受取手形	1,060	電子記録債務	3,371
売掛金	9,525	一年内返済予定の長期借入金	1,189
電子記録債権	5,525	未払法人税等	1,402
商品及び製品	4,875	賞与引当金	51
仕掛品	5,459	未払金	1,917
原材料及び貯蔵品	6,486	未払費用	1,119
ファクタリング債権	42	設備関係支払手形	11
その他	557	その他	512
貸倒引当金	△6	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,196</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,030</b>	長期借入金	2,247
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>23,116</b>	繰延税金負債	32
建物及び構築物	12,145	退職給付に係る負債	755
機械装置及び運搬具	7,715	その他	160
土地	2,033	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,265</b>
建設仮勘定	423	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	798	<b>株 主 資 本</b>	<b>46,273</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>386</b>	資本金	7,031
その他	386	資本剰余金	6,917
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,528</b>	利益剰余金	32,338
投資有価証券	2,752	自己株式	△13
繰延税金資産	570	その他の包括利益累計額	1,024
その他	215	その他有価証券評価差額金	877
貸倒引当金	△10	為替換算調整勘定	306
<b>資 産 合 計</b>	<b>64,939</b>	退職給付に係る調整累計額	△159
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>7</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>367</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>47,674</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>64,939</b>

# 連結損益計算書

( 2021年6月1日から )  
( 2022年5月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		43,464
売上		32,005
販売費及び一般管理費		11,458
営業外取		4,905
営業利益		6,553
受取配当金	0	
受取配当金	55	
受取配当金	14	
受取配当金	22	
受取配当金	1	
受取配当金	57	
受取配当金	14	
受取配当金	38	
営業外費用		205
支払利息	9	
支払利息	11	
支払利息	2	
支払利息	2	
支払利息	3	
特別利益		29
特別利益		6,729
補助金	23	
補助金	246	
特別損失		269
固定資産除却損	33	
固定資産除却損	23	
固定資産除却損	199	
固定資産除却損	22	
税金等調整前当期純利益		278
法人税、住民税及び事業税	2,213	
法人税、住民税及び事業税	△120	
当期純利益		6,720
非支配株主に帰属する当期純損失		2,092
親会社株主に帰属する当期純利益		4,627
		△40
		4,668



# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>35,121</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,485</b>
現金及び預金	3,439	支払手形	31
受取手形	1,060	電子記録債務	2,923
電子記録債権	5,525	買掛金	4,750
売掛金	9,526	一年内返済予定の長期借入金	1,189
商品及び製品	4,895	未払金	1,498
仕掛品	4,793	未払費用	1,013
原材料及び貯蔵品	5,255	未払消費税等	284
1年内回収予定の長期貸付金	69	未払法人税等	1,333
前払費用	49	預り金	25
ファクタリング債権	42	賞与引当金	37
その他の債権	467	その他の負債	397
貸倒引当金	△6	<b>固定負債</b>	<b>2,813</b>
<b>固定資産</b>	<b>24,598</b>	長期借入金	2,247
<b>有形固定資産</b>	<b>19,476</b>	退職給付引当金	407
建物	9,607	資産除去債務	158
構築物	392	<b>負債合計</b>	<b>16,299</b>
機械及び装置	7,218	<b>純資産の部</b>	
車両運搬具	2	株主資本	42,535
工具、器具及び備品	675	資本金	7,031
土地	1,228	資本剰余金	6,917
建設仮勘定	351	資本準備金	6,917
<b>無形固定資産</b>	<b>177</b>	利益剰余金	28,600
借地権	56	利益準備金	34
ソフトウェア	117	その他利益剰余金	28,566
その他	2	繰越利益剰余金	28,566
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,944</b>	<b>自己株式</b>	<b>△13</b>
投資有価証券	2,749	評価・換算差額等	877
関係会社株式	1,413	その他有価証券評価差額金	877
出資	0	<b>新株予約権</b>	<b>7</b>
破産更生債権等	0	<b>純資産合計</b>	<b>43,420</b>
長期前払費用	13	<b>負債純資産合計</b>	<b>59,719</b>
長期貸付金	448		
繰延税金資産	434		
その他の債権	7		
貸倒引当金	△10		
関係会社投資損失引当金	△248		
<b>資産合計</b>	<b>59,719</b>		

# 損益計算書

( 2021年6月1日から  
2022年5月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	43,197
売上原価	32,652
販売費及び一般管理費	10,545
営業利益	4,565
営業外収入	5,979
受取利息	5
受取配当金	143
受取替差益	58
受取賃貸料	14
受取保険料	1
その他	29
営業外費用	35
支払利息	7
支払手数料	11
電子記録債権売却損	2
保険解約損	2
その他	3
経常利益	27
特別利益	6,240
補助金収入	23
投資有価証券売却益	246
投資損失引当金戻入額	7
特別損失	276
固定資産除却損	32
投資有価証券評価損	199
固定資産圧縮損	23
税引前当期純利益	255
法人税、住民税及び事業税	6,262
法人税等調整額	1,989
当期純利益	△138
	1,850
	4,412

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年7月12日

ダイト株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木	雅	広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野村		実

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイト株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年7月12日

ダイト株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木	雅	広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野村		実

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイト株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス



クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議等に参加し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月14日

ダ イ ト 株 式 会 社	監 査 等 委 員 会
常勤監査等委員 津 田 道 夫	Ⓜ
監査等委員 堀 仁 志	Ⓜ
監査等委員 山 本 一 三	Ⓜ
監査等委員 西 能 淳	Ⓜ

(注) 監査等委員 堀 仁志、山本一三及び西能 淳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

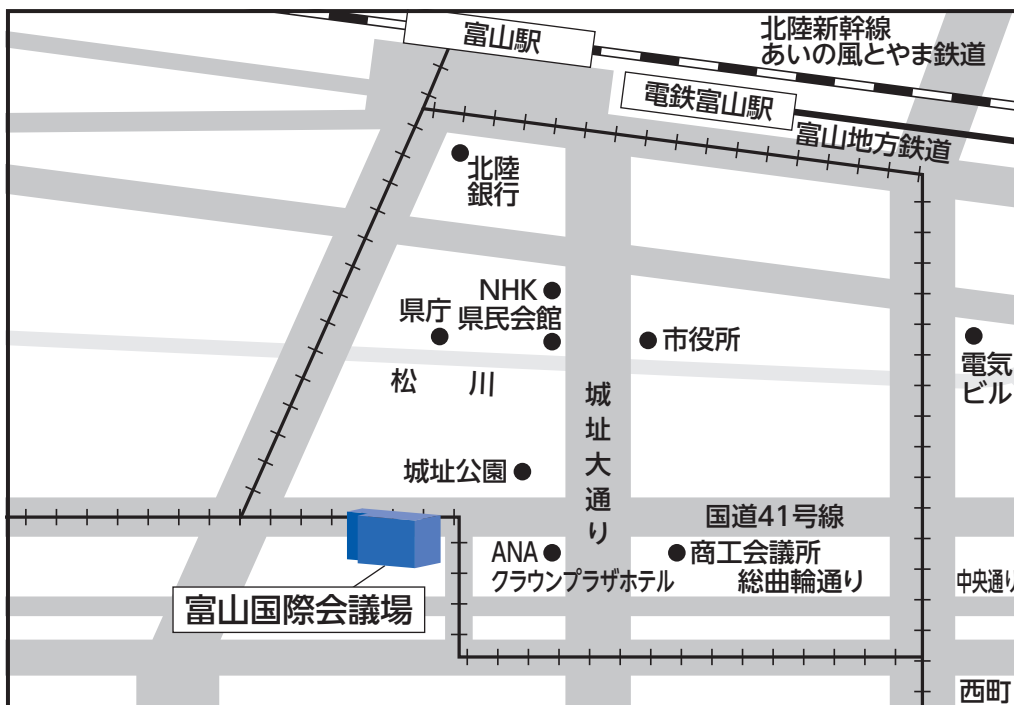
## 株主総会会場ご案内図

### 会場

富山市大手町1番2号  
富山国際会議場 2階 多目的会議室  
TEL (076) 424-5931

### 交通

電車：JR富山駅南口より徒歩約15分  
：JR富山駅南口より約7分市内電車（環状線）「国際会議場前」下車  
お車：北陸自動車道「富山IC」を降りて約15分  
空港：富山空港からタクシーをご利用の場合約20分



お願い 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

